

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷二十二第

行發日一月一年五十正大

特別號

重複課税の本質……………法學博士 神戸 正雄

米穀關稅と輸出地の米價……………法學博士 河田 嗣郎

世界經濟の成立過程……………法學士 作田 莊一

清酒庫出稅と租稅の立替……………法學士 汐見 三郎

西陣の補助業に就て……………經濟學博士 本庄榮治郎

商品の萌芽形態に於ける社會的性質……………經濟學士 谷口 吉彦

マルクスの所謂社會意識形態に就いて……………法學博士 河上 肇

朝鮮産米増殖計畫と世論……………法學博士 山本美越乃

家産制度の利弊……………經濟學士 八木芳之助

海運に於ける表定運賃の特質……………法學士 小島昌太郎

(禁轉載)

朝鮮産米増殖計畫と世論

山本美越乃

(一)

朝鮮統治の第一義を産業の奨励に置かんとする所謂産業第一主義なるものは、故下岡政務總監に至りて高調せられたる所のものであるが、植民地の統治者が統治の根本義を此處に置かざるべからざることを悟り來れるは、時期稍や遅きの憾みなきにあらざるも、尙ほ之を悟らざるに優ること遙かなりと言はねばならぬ、今後の植民地の統治は國防又は軍事の必要より或地點を植民地となすが如き特別の事情ある場合を除く外は、産業の開發を以て第一義となさざるべからざる事は吾人の屢々唱へ來れる所なるも、我が國の政治は常に外交・軍事に精力を吸收せられ、産業政策の確立の如きは國內に於てすら漸く最近朝野の注意を惹くに至れる状態なるを以て、植民地の産業開發の如きも口には之を唱ふるも、萬難を排して其の實行を期せんとするが如き勇氣と決斷に乏しかりしことは敢て怪むに足らぬ、而して此の情勢は現今と雖も尙ほ一部に潜在し、適ま植民

地の産業開發に關して或計畫の發表せらるゝ時は、淺薄なる論據に依りて或は之を冷笑し或は之を破壊し去らんとする者はあるも、其の足らざる所を補ひ折角の計畫をして畫餅に歸せしめざるよう能ふ限り之を助成し完成せしめんとする精神の一般に乏しきは遺憾と言はねばならぬ、近時發表せられたる朝鮮産業開發の第一歩としての鮮米増殖計畫に對する世論の一部の如きも亦此の好例であつて、若し其の計畫に不備の點ありとせば之を指摘して修正を促すことは、該計畫者のみならず一般に植民地の産業問題を興味を以て注意しつゝある者にも多大の參考となるべきも、然らずして唯單に抽象的の淺薄なる議論に據りて計畫其のものを根本的に冷笑し去らんとするが如き態度は、植民地の産業開發に常に留意せる者に少からず不快の感を抱かしむる、吾人の本論を草るゝに至れる動機も斯かる無責任なる世論に對して一針を加へんが爲めに他ならぬ。

(二)

我が植民地殊に朝鮮に於て最も重要な産業の一たる米作を獎勵して其の増殖を計らんとする計畫は、必ずしも今日に始まることではない、元來朝鮮の氣候は日本内地と異なり大陸的であつて、夏氣の氣温比較的高く日光直射の時間長きに加へ、暴風雨の被害等も稀なるを以て、氣候の點よりしては理想的の米作地たるのみならず、其の土質に於ても亦稻の生育に頗る適せるに拘

らず、舊韓國時代の農業獎勵に關する施設宜しきを得ざりしより、地力の荒廢、生産の減退、延て農民は疲弊の極に陥つて居つた、故に現今米の産額の其の面積に比して少きは、朝鮮の氣候風土等の自然的條件に於て缺くる所あるが爲めに非ずして、全く人爲的の條件即ち農業獎勵に關する施設其の宜しきを得ざりし結果に他ならぬ、而して其の米質の如きも日本内地の産米に比較して遜色無く、一般に外米は我が國人の嗜好に適せざるも、鮮米は其の品質内地米と殆ど擇む所なきを以て、收穫後の乾燥調製等に今少しく注意せば、優に内地米と對立し得べき品質を備へて居る、僅に一葦帶水の地に於て此の如き自然の恩恵を有せる優良なる米作地あるも、從來の農業上の施設は極めて不完全にして、其の耕作の状態に就きて觀るも、一般に頗る幼稚の域を脱しない、例へば肥料の如きも蔬菜又は特殊の作物の外は殆ど之を用ひないと云ふ状態であつたが、併合後人肥・堆肥等の使用を獎勵し、更に近時に至りて漸く金肥を用ひしむることとなりしも、之を内地の状態に比較せば單に此の一點のみに就きても、雲泥の相違のあることを發見し得るのである、即ち現今朝鮮に於ける金肥の使用は一箇年平均四百萬圓内外であるが、之を優良米の作付段別約一百万町歩に割當つる時は段當僅に四十錢内外に過ぎずして、内地の段當五圓乃至六圓に比較せば十分の一にも及ばざる實況に在る、従て米の産額の如きも鷄林十三道中慶尙南北道の一歩の平均收穫量一石二斗餘、全羅南北道の約一石一斗を最高とし、他は其の收穫一石に達しな

いと云ふ状態である、これは例を肥料の一事にとりて朝鮮の農業状態の如何に幼稚なるかを示したのであるが、肥料以外に種子の選擇其の他一般耕作方法等も内地の耕作法に及ばざること遙かなるは全く豫想以外である。

此の如く極めて幼稚なる朝鮮の農業に改良を加へ、之より更に多くの收穫を得んとする計畫と、既に集約的耕作の限界に達せんとしつゝある内地の農業に一層の改良を加ふることに依りて其の増收を計らんとする計畫の、孰れが經濟上有利なるべきかは専門家の意見を徵する迄もなく明かなる事である、朝鮮總督府の調査に據れば將來肥料の増施と共に種子・耕耘・除草等の一般耕作方法の改善に注意せば、灌漑の便を有する地方に於ては段當五斗内外の増收を擧ぐることは決して困難でないことであるが、現に内地よりの移住者にして特に多くの勞力資本を投せずして、然かも尙ほ從來僅に一石内外を産するに過ぎざりし農地より二石以上の收穫を得つゝある者尠なからざることを思ふ時は、此の増收の見込は寧ろ内輪に計算せられ居るが如き感がある。

而して現在朝鮮の番即ち内地の田に相當する土地の面積は約一百五十五萬町歩に達するも、其の内灌漑の設備を有するものは僅に四分の一に過ぎずして、残り四分の三は全く降雨に依頼する他途なき所謂天水田と稱せらるゝものである、此の如く水田の大部分が其の生命とも稱すべき灌漑の設備を有せざる所以は、總督府の調査に據れば其の原因一斯かる事業に對して從來保護獎勵

方法の存せざりし事、(二)に要する技術及資本を得ることの困難なりし事、(三)住民間に企業心及企業能力の缺如せる事に在り云ふことである、果して然りとせば一方に於て斯かる事業に對する保護獎勵方法を講ずると共に、他方に於て之に必要な技術及資本を供するの途を開かば、現在の天水田を化して完全なる畚となすことは決して難事でないと思はるゝ、而して右の方法に依り灌漑の設備を比較的容易に實行し得べき耕地は、同じく總督府の調査に據れば約四十萬町歩あり、尙ほ此の他に朝鮮には田即ち内地の畑に相當する土地の地目の變換、干潟地の干拓、草生地の開墾等に依りて新に畚となし得る所も少くない、朝鮮全土に涉りて斯かる土地は約一百四十萬町歩もあるが、其の内四十萬町歩は最も容易に畚となすことが出來ると言はれて居る。

今其の内譯を示せば、

- (一) 開墾、現在山麓緩傾斜地面積八百二十萬町歩の内其の一割は優に之を耕地と成し得べき見込あり、又河邊荒蕪地、平野部に於ける草生地にして開墾し得べきもの、面積七萬四千町歩あるを以て、將來約八十九萬町歩を開墾し得べきも、今比較的安安全なる上記草生地の内更に有利なるものゝみを選むも三萬町歩の開田をなし得る。

- (二) 干拓、從來干潟地の利用は技術上及資金の關係上最も困難なりしを以て今尙ほ割る處に利用し得べきもの多く、其の面積は一部踏査を行ひ一部圖面上の測定に依るも二十一萬町歩と

推定せらる。而して安全に見積るも十七萬町歩は之を開田し得る。

(三) 地目變換、畑の面積二百八十萬町歩の一割は優に田に變換し得る見込なるも、安全を期し其の百分の七即ち二十萬町歩は開田し得る。

(四) 天水田灌漑、現在の田の面積約一百五十五萬町歩の内既に灌漑の設備あるものは四十萬町歩足らずにして、残りは優に灌漑設備を施し得る見込なるも、安全を期し約四十萬町歩は灌漑し得る。¹⁾

此の如く朝鮮に於ては一般耕作方法の改良以外に、現在の天水田の灌漑・地目の變換・干瀉地の干拓・草生地の開墾等の各方面より、内地に於けるよりは遙に容易に水田の面積を擴張することを得、從て又産米の増加を計ることを得るのである、併し如何に増加し得べき面積ありとも、之を良田となすに要する事業費にして内地の耕地面積擴張費に比して高價なる場合には、固より朝鮮の水田面積の擴張を有利なりとなし得ないが、是亦今日迄の調査に據れば内地の同種類の事業費に比して著く低廉である、其の理由は(一)事業費の大部分を占むる勞働賃金の低廉なる事(即ち内地に於ては二圓乃至二圓五十錢を支拂はざるべからざる勞力も朝鮮に於ては一圓五十錢内外を以て雇入るゝことが出来る)、(二)地價低廉なるが爲めに必要なる土地の買收費も亦少額を以て足る事、(三)殊に干瀉地は内地に於けるよりも海岸の築堤費を減少し得べき各種の自然的好條件(例

1) 拓殖局刊『朝鮮産米増殖ニ關スル意見』二三頁參照

へば灣入大なるより短き堤防を以て足り、地盤高きより低き築堤にて足り、潮汐の干満の差大なるより干潮時に工事の容易なる等)を備ふる事等に因るものである、今其の段當の事業費の比較を見るに、

事業	内地		朝鮮		内・鮮ノ割合
	開墾	拓	開墾	拓	
干拓	二〇〇	五〇〇	一〇〇	一五〇	三、〇〇
地目變換	一〇〇	一五〇	七	七八	五、二〇
灌溉改善	一〇〇	一〇〇	五	五四	五、四〇

故に經濟上より論ずるも朝鮮の水田の擴張を助成する方が遙に利益であり、順序であり、又最も急務であると言はねばならぬ。

上述の如く朝鮮に於ける水田の面積の擴張費は内地に比して遙に低廉なるを以て、朝鮮總督府は大正九年に朝鮮産米増殖計畫なるものを立て、先づ第一期の事業として十五箇年間に四十二萬七千五百町歩の耕地面積の擴張及改良を行ひ、之と共に他方耕作方法の改善を奨励して産米の増殖を計らんと企てたのである、此くして該事業は今日に至る迄兎にも角にも豫定の計畫に依りて其の歩を進めつゝあるも、物價の騰貴及財政緊縮に因る政府補助金の減額等の爲めに事業の進捗

意の如くならざるを以て、終に今回該計畫を立て直して是非共產米増殖の目的を達成せんとするに至つたのである、而して吾人の知れる範圍に於ては今次の計畫の内容は大要左の如きものである。

(三)

大正十五年以降十箇年間に三十五萬町歩（前述既定計畫の殘面積三十三萬町歩に新に二萬町歩を加へたるもの）の土地改良事業、詳言せば現在の水田中用水の不足せるものに對しては灌漑の設備を完成し、畑地の或ものは地目を變換し、草生地及干瀉地は之を開墾干拓して新に水田を設けんとする事業を遂行すると共に、從來の如き粗放且亂雜なる農業方法を改善し、殊に其の收穫に最も大なる影響を及ぼす所の肥料の使用を奨励せんとするものにして、之が爲めに要する資金は、土地改良事業に在りては段當平均工事費約七拾五圓（朝鮮に於ける土地改良事業の段當工事費は、開墾及干拓平均七拾圓内外、地目變換平均六拾圓内外、天水田灌漑平均五拾圓内外を以て足るが故に、著き物價の騰貴を來たさざる限りは段當平均約七拾五圓の計算は敢て失當ではない）として、三十五萬町歩に對する總額貳億六千貳百五拾萬圓、之に事務費及豫備費を合せて總計參億參百貳拾五萬圓を必要とし、農事改良事業に在りては現在灌漑の設備を有せる水田及上述の計

畫に依る三十五萬町歩の新開水田に對する肥料及種子の購入費として、年額四百萬圓十箇年の總額四千萬圓の低利資金を貸與せんとするものにして、從來朝鮮の農民の肥料を使用せざりしは、之が購入資金を得ること困難にして、其の融通を民間に仰ぐ時は月二三分の高利を要求せられ、特殊銀行に於てすら尙ほ年一割二三分の利子を支拂ふにあらずんば資金を借入るゝこと能はざりし事も其の一原因を成せるを以て、肥料資金の融通難を緩和し、施肥を奨励することに依りて收穫の増加を計らんとする主旨より出でたるものである。以上の他近時朝鮮に於ても自作農の次第に減少せんとする傾向あるを以て、一箇年一千戸を限り一戸當水田一町步畑一町步以内及農具・役畜等の購入費として貳千圓の低利資金を貸與し、十箇年内に一萬戸の自作農を得んとし、之に要する資金として年額貳百萬圓十箇年總額貳千萬圓を必要とすると云ふことである。

故に以上述べたる所を要約せば、今次の産米増殖計畫の内容は、(一)土地改良事業、(二)農事改良事業、(三)自作農奨励事業の三に分れ、(一)の爲めには參億參百貳拾五萬圓、(二)の爲めには四千萬圓、(三)の爲めには貳千萬圓、合計參億六千參百貳拾五萬圓を投じて前掲三十五萬町歩の土地改良事業を施行せる新開水田より約四百八十萬石、從來の水田に農事の改良を施すことに依りて得らるべき増收額約三百四十萬石、合せて約八百二十萬石の米を十箇年後に増收せんとするものである。従て若し此の計畫にして何等の支障無くして進捗せば、平均一石の價を參拾圓とするも貳億

四千六百萬圓の收入を増加することとなり、之が爲めに投じたる費用は一兩年を出でずして回收し得ることとなるのである、而して農事改良事業及自作農獎勵の爲めに貸與すべき低利資金は之を別とし、三十五萬町歩の土地改良事業の爲めに要する資金參億參百貳拾五萬圓の作出方法に付きては、從來總督府の土地改良事業に對して支出し來りし補助金年額を約倍加して之を總督府自己の豫算中より捻出する方法を講ずるも、尙ほ總額貳億參千八百餘萬圓即ち年額平均貳千參百八拾餘萬圓の支出の源を他に求めねばならぬ、然るに今日の場合に於ては之を政府の低利資金に仰ぐより他に途がないと云ふのである。

因に、朝鮮に於ては土地改良工事に對する政府補助金の割合は、灌溉改善二割、地目變換二割五分、開墾千拓三割なるに、内地の開墾助成法は事業の著手後より完成後四年に至る迄、其の放資額に對し年六米の金利の補給をなすを以て、之を朝鮮の工事業の補助に比較する時は約當額となる、又事業資金の利子の割合に付きても、朝鮮に於ては東洋拓殖會社及殖産銀行の貸付は、水利組合と雖も九米以上、個人の事業には一割以上の利子を要求せらるゝに、内地の勸業銀行及府縣農工銀行は八米以下の利子を以て開墾資金を融通するが故に、斯かる點より考ふるも朝鮮は頗る不利の事情の下に在ることを知ることが出来る、故に今後朝鮮の土地改良事業を遂行せんとするには、現在の補助金の割合を増加するか、然らざれば九米・一割と云ふが如き高利の資金を借入るゝにあらずして、更に低利の資金を融通する途を聞くより他に策はない、然るに補助金の増額は總督府に於ても中央政府の財政に於ても之を容ること困難なるを以て、結局低利資金の融通を政府に求むるより他はないと云ふこととなるのである。

以上は朝鮮産米増殖計畫の要旨であるが、其の計數には凡て算出の根據を明かにせんが爲め

に、可なり詳密なる統計的の調査が添へてある、計數を基礎として將來を豫測せんとする統計の數の取扱方としては大體に於て首肯し得るもの、ようであつて、一部の世論の如くに該計畫が決して架空的の基礎の上に立てるものでないと云ふ事だけは保證し得る。

(四)

然るに以上の計畫に對して從來公にせられたる世論の一部を窺ふと、内地の農民及農民を背景とせる團體又は政黨者間には、『比較的低廉にして然かも其の品質の佳良なる朝鮮米の増殖計畫は、内地米の増産奨励に對する一大脅威であり、從て内地の農業者に對する壓迫である』との理由を以て反對する者があるが、併し現在に於てすら既に毎年消費米の不足を告げ、近年外米の輸入のみにても少き時に於て二百六十萬石(大正十年)、多き時は三百萬石以上(大正十三年)に上つて居ると云ふ有様である、加ふるに我が國の人口は内地朝鮮共に年々増加の傾向あるが故に、今後十箇年を期して約八百二十萬石の米の増收計畫は、何等内地の農業を脅かすものではない、外米の輸入の爲めに現に我が國は年々二三千萬圓乃至六七千萬圓の巨額の支拂ひを爲さねばならぬ状態に在ることを思ふ時は、反對論者の説の如きは殆ど一顧の値でもない。

次に『産米増殖計畫は可なりとするも、該計畫中の主要なる事業たる土地改良事業に要する費

1) 大正十四年鐵道省運輸局刊『米ニ關スル經濟調査』二二七頁以下參照。

用の二割乃至三割の補助金の下附を以てしては、残り七割乃至八割の費用を支出し得べき餘力ある農民は朝鮮には殆ど之を見出し得ない、故に結局該計畫は實行不可能に終るであらう』との反對説あるも、土地改良事業に對する補助金は水利組合の事業たるど一個人の事業たるどを問はず、一樣に之を交付することゝなつて居るが、現に大正十四年度に於ても水利組合其の他の團體より四百數拾萬圓の補助の要求ありしも、總督府の豫算は參百參拾萬圓に過ぎざるを以て、組合又は團體的の要求にすら全部之に應じ切れないと云ふ状態である、加之、論者中には補助金の交付僅に二割乃至三割を以てしては、残り七割乃至八割の資金の融通を何處に求むるや、朝鮮の金融機關の中樞を成せる朝鮮銀行・東洋拓殖會社等の現状を以ては、斯かる資金の融通を爲すことは困難なるべきが故に、結局は豫算に計上せる二割乃至三割の補助金を無意味に地主に分配するに終るであらうと云ふが如き議論を爲す者あるも、是等は今次の計畫の内容を充分に吟味せずして唯徒に議論を弄ばんとする所より、此の如き謬論に陥つたものであらうと思はるゝ、總督府の計畫に依れば前掲三十五萬町歩の土地改良事業費は純工事費段當平均約七十五圓として貳億六千貳百五拾萬圓、之に事務費及豫備費四千〇七拾五萬圓を合せて總計參億參百貳拾五萬圓を要する譯であるが、從來總督府の土地改良事業に對する補助率は内地の補助率に比較する時は頗る低きに、一般金利は内地よりも却て高き状態に在るを以て、補助の率を増加するか低利の資金を供給

するか孰れかの方法に依るにあらずんば土地改良事業を進捗せしむることを得ない、然るに補助の率を内地と略ぼ同一の程度に増加することは、總督府の豫算に於ては固より中央政府の財源に於ても之を許さざる事情あるを以て、前記改良事業費總計參億參百貳拾五萬圓中より、補助金六千五百七萬圓（十年計畫に依りて本事業を實行せんとせば現在の補助率にても年額約六百五拾萬圓を要し、大正十四年度の補助金豫算參百參拾萬圓に比較する時は約參百貳拾萬圓を増加するも、こは總督府の豫算中より捻出せんとするものゝ如くであるから、補助金總額を此の如くに計畫する）を控除せる殘額貳億參千八百拾八萬圓を政府の低利資金に仰がんとするものにして、論者の所謂残り七割乃至八割は此の低利資金より融通せんとする計畫である、故に政府に於て此の最も喫緊の事業の本質を能く理解し、萬難を排して年額平均貳千參百八拾萬圓餘の低利資金融通の途を開かば此の計畫は完全に成立し得るのである、故に斯かる低利資金を政府に於て融通し得る餘力ありや否やの議論ならば別問題であるが、補助金以外の残り七割乃至八割の資金を、恰も地主又は朝鮮銀行若くは東洋拓殖會社等の独自の融通力に依らしむるものゝ如くに考へて反對説を唱ふることは、少くとも此の計畫に對する充分なる知識を有せずして輕率に説を弄するものであるとの非難を免るゝことを得ない。

更に又反對論者中には「朝鮮に於ては既成の水田を購入する方、土地改良事業に資本を投ずる

より遙に有利なる場合が多い、故に巨額の民間の資本が十箇年に亘りて土地改良事業に投せらるゝが如きことは殆ど想像し得ない、殊に内地の資本家が朝鮮の土地改良事業に資本を投せんとせば先づ以て其の土地を買収せねばならぬ、土地改良事業には少くとも總額貳億五千萬圓乃至參億圓の民間の資本を要するも、我が國の經濟力にては到底斯かる餘裕はない」との理由を以て反對する者あるも、是亦前の反對論と同じく今次の計畫たる土地改良事業の内容を精査せずして立論せるものであると評せざるを得ない、土地改良事業に要する資本は前述の如く其の二割乃至三割は補助金に依り、残り七割乃至八割は政府より低利資金の融通を受くることに依りて、十箇年間に之を完成せしめんとするものであつて、唯其の二割乃至三割の補助金のみを與へ残りは自ら融通すべしと云ふのではない、結局何日かは辨濟せざるべからずとするも、現在工事に必要なる資金は低利を以て政府より融通せんとするものなるが故に、現に自己の資財を投じて既成の水田を相當の價格を以て購入すると、殆ど無償又は無償に近き貸付料にて未開墾地を借入れ（明治四十年發布大正三年一部改正の『國有未墾地利用法』に依り、未墾地即ち改良工事を施さんとする土地の貸付を受けんとする者は、面積十町歩を超ゆるものは總督、十町歩以下のものは地方長官の許可を受くる時は、貸付期限最長十箇年にて、公共の利益となるべき事業又は農民若くは漁民の宅地に供するものは事業成功後附與せられ、開墾・牧畜・植樹等の事業に供するものは特別の事由ある

場合の他は附與、其の他の利用即ち漁場・墾田等に用ゆる場合には拂下げを受くるものとし、其の貸付料は一町歩年額五拾錢特別の事由ある場合には之すら減免せらるゝことゝなつて居る)、之に政府の補助金及低利資金の融通を受けて改良工事を施し、斯くして熟田となすと、孰れが有利なるべきかは殆ど議論の餘地なき程明白なる事柄である、又既墾地にありても改良工事を必要とするが如き灌漑の便無き土地は極めて低廉にして、到底既成水田の價格の比ではない、故に此の如き土地を所有せる者は能ふべくんば政府の補助金及低利資金の融通を受け、之に改良工事を施して良田となさんことを希ふべく、又然らざる者と雖も相當の價格を支拂ひて既成水田を買収するよりは、極めて低廉に斯かる土地を購入し補助金及低利資金に依り之に改良を加へて良田となすことの有利なる方法を探むであらう、十年計畫に依る今次の土地改良事業の内容を此の如くに理解する吾人には、反對論者は何を主張し何に反對せんとするか、全然見當違ひの議論をなして居るように思はるゝ、恐らく論者は朝鮮に國有未墾地利用法の如き規定の存することを知らず、又今次の土地改良事業の内容をも精査せずして議論をなさんとするより、此の如き謬論に陥れるものであらうと思ふ。

次に土地改良事業以外に農事改良事業に依りて産米を増加せしめんとする計畫に關しても、論者中には『我が國の耕作の改良が明治の初年より漸進的に發達し來りし如くに、此の如き計畫は

徐々に實行せらるべきであつて、十年計畫を以て約三百四十萬石の増收を計らんとするが如きは、餘りに急速なる計畫である』と評する者あるも、此の點に就きても吾人は又論者と全然其の見を異にして居る、我が國の耕作の改良は敢て明治の初年より行はれたものではない、農本國たることを標榜せる我が國にては、農事の改良は或意味に於ては古へより絶えず行はれつゝありと稱しても可い、併し今次の朝鮮の土地改良及農事改良事業に匹敵すべき大改良は、我が國にては耕地整理事業に着手したる時を以て恰も之に相當すると云ひ得る、果して然りせば此の如き意味に於ける農事の改良は、國內に於ても決して古いことではない、而して既に相當の發達を遂げつゝありし内地の農業が、過去十七八年間に辿り來りし進歩の跡を、其の發達の未だ幼稚なる換言せば改良進歩を計り得る餘地の極めて大なる朝鮮に於て、今後十箇年間に實現せしめんとする計畫は、毫も急速なる企てと稱するを得ない、況んや農事の改良に依りて十箇年間に三百四十萬石の米の増收を計らんとするが如きは、水陸兩稻の品種の改良及施肥殊に金肥使用の奨励の餘地甚だ大なる朝鮮の農業に於ては決して異とするに足らぬ。¹⁾

以上の他或は右の計畫に對して『其の事業の進行中農民の生活を保障すべき費用を計上せざる事も亦一の缺點なり』となす者あるも、前掲土地改良事業の目的とする所は、現に比較的價値の小なる土地を所有し又は利用しつゝある者及進んで之が利用の途を講せんとする者を奨励して、

1) 朝鮮總督府刊『朝鮮の米』七頁以下參照。

改良事業を完成せしめんとするに存し、生活の保障を與へて新に農民の移住を奨励して其の事業を成就せしめんことを主眼とするものではない、又農事改良事業に於ても、現に米作に従事しつゝある者若くは土地改良事業の完成後之に従事せんとする者に對して、金肥・綠肥・種子等の購入資金を供給せんことを目的となすが故に、新に農民を移して拓地開墾の業に當らしむる場合の農民の生活費保障の問題と同一視せんとするは、根本に於て誤りである。

(五)

此の如くに觀察し來る時は、鮮米増殖計畫に對する世の反對論の多くは、該計畫の内容を精査せざる輕率なる論斷に非ずんば、朝鮮の實情に關する極めて不完全なる知識に立脚せる議論に過ぎぬ、從て斯かる謬論妄説は世を過まる以外に何等の價値あるものではない、唯反對論者中には以上の論點と異なり、我が國の財政の現状に於ては鮮米増殖計畫の爲めに參億有餘の巨資を投ずるの餘裕なしとの論據より之に反對する者がある、此の説は他の反對論者の論據と異なり一應尤もと考へらるべき理由がある、併し尙ほ譏て植民地領有の根本精神に溯りて考ふる時は、植民地は單に母國の領土的野心を満足せしめんが爲めに領有せられたる裝飾物でもなく、又母國を防の前衛線に利用せんが爲めに領有せられたる地方でもない、某民族の外交的・軍事的若くは政治的の

希望を充たさんが爲めに、他民族の福利を犠牲に供せしむるが如きことは、帝國主義的領土擴張策の全盛を極めたる過去の時代に於ては是認せられたる所なるも、近時の進歩したる母國植民地の相互享益主義の理想に照らして之を批判する時は、此の如き政策は全然誤れるものであると言はねばならぬ、植民地の領有は植民地自身の爲めにも亦母國の爲めにも領有前よりも遙に幸福且つ利益である場合に初めて是認せらるべき正當の理由を有する、故に今後の植民國は植民地の有望なる事業に其の資を投じて植民地住民の有形的の福利を計ると共に、又其の無形の福利即ち精神的慰安を與へ得る資格を有する者にして、初めて眞に植民國たる名譽と地位とを保有し得ると言ふことが出来る、此の如き植民地領有の根本義よりせば、朝鮮産米増殖計畫の如きは洵に機宜に適せる施設であると稱して可い、何となれば之を朝鮮自身の爲めと云ふ點より考ふるも、朝鮮の全人口（二千七百八十餘萬人）の約八割三分は農民なるも、彼等の収入は現在に於ては極めて僅少にして、其の生活状態は有形的にも無形的にも殆ど恵まれて居らぬ、然かも尙ほ人口は年々増加の傾向あり、従て米の消費量の如きも歳と共に増加しつゝある、故に今に於て産米増殖の根本的計畫を樹つるにあらずんば、久しからずして鮮民自らの食料にさへ支障を生ずることゝなる、而して朝鮮の如き農業状態の幼稚なる所に於ては、新なる農作物を奨励して之に依りて農家の収入を増加せしめんとするよりは、從來主として力を用ひ來りし米作を一層改良奨励すること

によりて、其の収入の増加を計ることを最も安全且有利とする（其の理由は既に述べたる如く、朝鮮には米作適地の多き事、耕地の改良擴張の餘地甚だ大なる事、從て土地及農事の改良に依りて産米を増加し得べき見込の大なる事、之が爲めに要する費用の比較的僅少なる事等に徴するも明かである）加之、此の如き計畫に依りて直接間接に鮮民の収入を増加せしめ、其の生活に餘裕を生せしむる時は、自ら思想の惡化を豫防することを得、所謂彼等の無形の福利をも増進せしむることを得るのである、彼の不逞鮮人の名を以て呼ばるゝ者の多くも、之に生活の安定と保障とを與へば善良の民たらしむることは敢て困難でない。

而して繼て之を母國たる我が國の事情より考ふるも、産米増殖計畫の如きは内地に於て行はるゝと植民地に於て行はるゝとを問はず、國民の食料問題の解決には寸時も忽せにすべからざる所のものであるが、該計畫の實行の難易換言せば耕地面積の擴張及改良の餘地の大小、耕作方法の改善に依る産米増加の見込の多少、殊に此の如き計畫の實行に要する費用等を比較する時は、（一）既に集約的耕作の限界に達せんとしつゝある内地の農業と未だ粗笨的耕作の範圍を脱するに至らざる朝鮮の農業、（二）土地の價格及勞働賃金の不廉なる内地と兩者共に低廉なる朝鮮、の二大事實を擧ぐるも、内地に於けるよりは朝鮮に於て之を實行するの遙に有利なる事情の存する事を知ることが出来る、故に朝鮮の産米増殖の計畫は此の點よりして又母國の福利の増進に大なる助けを

與へるものであると言はねばならぬ、此の如くにして初めて植民地領有の眞目的たる相互享益の理想を實現し得べきを以て、吾人は政府當局が萬難を排して此の計畫の遂行に一大努力を捧げんことを希望して止まぬ、植民地と言へば直ちに帝國主義を聯想せんとするが如き極めて幼稚なる我が言論界が、過去の迷夢たる帝國主義的領土擴張策以外に、人類愛に立脚せる新植民地領有策の何たるかを知らざるは敢て怪むに足らざるも、産米増殖計畫の如き所謂新植民地領有策の目的を達成せんとする極めて重大なる問題に對しても、彼等の傳統的の誤れる對植民地觀より、往々世を過まるが如き言説を弄するに至ることは遺憾と言はざるを得ない。

終りに更に本問題を攻究せんとする士の一助ともならんかと思ひ、本論の起稿に際して參考に供したる資料の主なるものを左に掲げて置く。

- (一) 朝鮮總督府、朝鮮産米増殖計畫要綱、
- (二) 同、上、帝國食糧問題ト朝鮮産米増殖ノ必要、
- (三) 同、上、大正十四年朝鮮要覽、
- (四) 同、上、朝鮮の米、
- (五) 拓殖局刊、朝鮮産米増殖ニ關スル意見、
- (六) 鐵道省、運輸局刊、米ニ關スル經濟調査、
- (七) 朝鮮産米銀行刊、朝鮮ノ米、

以上二種は公刊物に非ざるを以て一般には人手し得ないかも知れぬ